

神明裁判と動物裁判

浜 本 隆 志

もくじ

- 1 神明裁判
 - * 神が正邪を裁く 水審, 火審, 決闘審という方法 弾劾裁判から糾問裁判へ
- 2 動物裁判
 - * 大真面目に動物を裁く 昆虫を破門する 動物裁判と狼人間
- 3 不倶戴天の敵
 - * 本物の狼を誅する 獣姦を裁く
- 4 「吼える雄牛」伝説の虚像と実像
 - * 裁きの「吼える雄牛」伝説 儀礼のモチーフから見た「吼える雄牛」の真相

1 神明裁判

神が正邪を裁く

現代でもドイツ各地に、「裁きの菩提樹」, 「処刑のオーク」という巨木が残っている。「巨木マップ」による¹⁾と、メクレンブルク＝フォアポンメルンのシュラクスドルフ教会横の菩提樹, ホレンバッハの菩提樹, ゲッティンゲン近郊のグロースシュネーンのオークがとくに有名である。古いもので樹齢500年, 幹の円周8-12メートル, 伝説ではこの樹の下で裁きがおこなわれていたという。これはアニミズム的な樹木信仰の名残であるが, かつて森の民であったゲルマンの人びとは, 菩提樹やオークを神木として崇めてきた。

キリスト教以前の古代から, 神は樹木だけでなく, 水, 火, 聖別した食べ物を介して正邪の判断を下すとされた。したがって犯人が不明であったり, 被告が犯行を認めなかったりした場合, 人びとは神明裁判によって, 神の思し召しを確認した²⁾。被告とされた者にとっても, この方法は身の潔白を神に証明し

てもらうために必要とされた。なお神明裁判は、重大な犯罪の場合にのみ適用し、軽微な係争には用いられていない。

この裁判制度の根底には、古代において世の秩序を維持するためには、万人が納得する神の裁定を要したという事情があった。当時の人びとは神を絶対視し、神託に全幅の信頼を置いていたのはいうまでもない。こうして神明裁判は、犯罪によって損なわれた共同体の平和を取り戻し、秩序を再生する機能を果たしていたのである。

ゲルマン人（あるいは西ゴート人）たちも、神がかり的な神明裁判をおこなっており、その痕跡は神話や伝説に残っている。たとえばゲルマン伝説をルーツにする『ニーベルンゲンの歌』でも、犯人のハーゲンが現れるとジークフリートの死体から血が流れ出すというシーンがある。これは神明裁判の一種の *Bahrprobe*³⁾ といい、無罪の者が触れても死体は血を流さないが、犯人の場合には血を流すということであったから、ハーゲンが下手人と断定された。

神明裁判を大別すると、火審、水審、決闘審、食物審、籤審などとなるが、火審や水審は古代のアニミズム的信仰と密接にかかわっていた。とくに、釜のなかの指輪や石を取るという神判（日本の古代にもこの方法は存在した）は、ケルト、ゲルマン時代の聖なる釜信仰の名残である。これは釜を生命の根源や再生のシンボルとして神聖視することから生まれた。すなわち古代人は、釜を生命をはぐくむ子宮と理解し、その特別な靈力を信じていたからである。

ヨーロッパではその後、キリスト教が地中海沿岸部に伝播し、313年にローマ帝国のコンスタンティヌス1世がこれを公認した。しかし北ヨーロッパへの進出はかなり遅れ、10世紀ごろにようやくヨーロッパの大部分がキリスト教化された。このキリスト教も「異教」の伝統を受け継ぎ、神明裁判を継承したが、その記録は9-13世紀のキリスト教時代に図版や文書にあらわれてくる。

キリスト教化された時代の神明裁判では、人びとは教会に向いて、裁判を取り仕切る司祭の言葉を聞く。司祭は釜、鉄棒、水、食物を聖別して、これらを清める。被疑者は事前に断食をしながら、キリストに身の潔白を祈った。この宣誓と裁判がセットになっており、神前における神との契約がとくに重要視

された。キリスト教の信仰の原点は、神との契約によって成り立っていたからである。

もし神明裁判において、ふつう傷を負うはずであるのに、常識では考えられない奇跡が起これば、それは神の思召しとして信仰心が高められた。図1は聖ファイトの油入りの釜による神明裁判であるが、ファイトは無傷で釜から出たという伝説が残っている。神明裁判は、今から見ると、荒唐無稽で非科学的方法であったといえるが、それは現代の目線ではなく、当時の人びとの宗教意識から考察しなければならない。



図1 聖ファイトの神明裁判

水審、火審、決闘審という方法

図2に引用したのは、上部オーストリアのランバッハのベネディクト派修道院に残されているもっとも古い水審の図⁴⁾で、1190年ないしは1200年に描かれたものである。このように被告を縛って水中に投入し、浮けば有罪、沈めば無罪として、その浮沈によって犯人を確定した。なお、神明裁判には常に（聖書をもった）司祭か参審人が同席し、白黒の判定をおこなった。

図3は同時代の熱鉄審の場面であるが、これは灼熱の鉄（あるいは真っ赤に焼けた炭）を掴み、一定の距離を歩いて火傷の状態で判断する方法である。3



図2 水審

日後の判定の際に、傷の痕が早く治っているかどうか、痕跡が化膿せずきれいであるかどうかが決め手となった。熱鉄審のヴァリエーションとして、熱く焼けた鋤の上を歩く方法、火のなかをくぐる方法、先述の釜で沸かせた熱湯（熱した油、またはワイン）のなかから指輪や石を掴み、その火傷の状態を調べるという方法もあった。

とくに鋤を用いるという奇妙な方法は、図版で残っているので図4に引用しておこう⁵⁾。これは神聖ローマ帝国皇帝ハインリヒ2世（973-1024）の妃クニグンデが貞節を疑われ、それを晴らすために実施したものである。ではなぜ鋤を用いたのであろうか。鋤は重罪の場合、犯人を地中に埋め、心臓部を抉り取るために使用されていたので、その刑法を神明裁判にも適用したと解釈される。クニグンデの場合、熱した鋤の上を素足で歩いても、火傷をしなかったので無実とされた。

さらに剣や武器を用いて決闘し、勝者、敗者によって正邪を決定する決闘審があった。かつてゲルマン社会では、部族の名誉が傷つけられると、フェーデ



図3 火審



図4 クニグンデの鋤審

(Fehde)という決闘をおこなった。神は剣や武器を通じて正義の人に力を与え、邪悪を懲らしめると信じられていたからである。決闘にはルールがあって、最初に誓約を交わし、公平な条件を定めた。ただし決闘審には教会が関与しなかったので、神明裁判の禁止後も、これは中世の騎士の時代においてよく実施された。

図5に示す男女の決闘は、1288年にベルンでおこなわれたものの描写である⁶⁾が、ここでは女性が騎士を打ち負かし、その勝利を示している(図版の成立は約200年後の1485年)。この結果はまれなことであったので、それだけ人びとの注意を引き、神の思し召しとして、あえてそれを描いたと考えられる。



図5 男女の決闘審

男と女の戦いの場合、不利な女性に有利な条件を与えたり、決闘代理人を出したりすることもできた。図6はその光景を示す。ここでは男性は穴に下半身が入って動きが制約されるのに対し、女性は自由に行動できるようになっている。なお、決闘の場合には、太陽の位置、風の向きが公平になるよう配慮がなされた。

神明裁判と動物裁判（浜本）

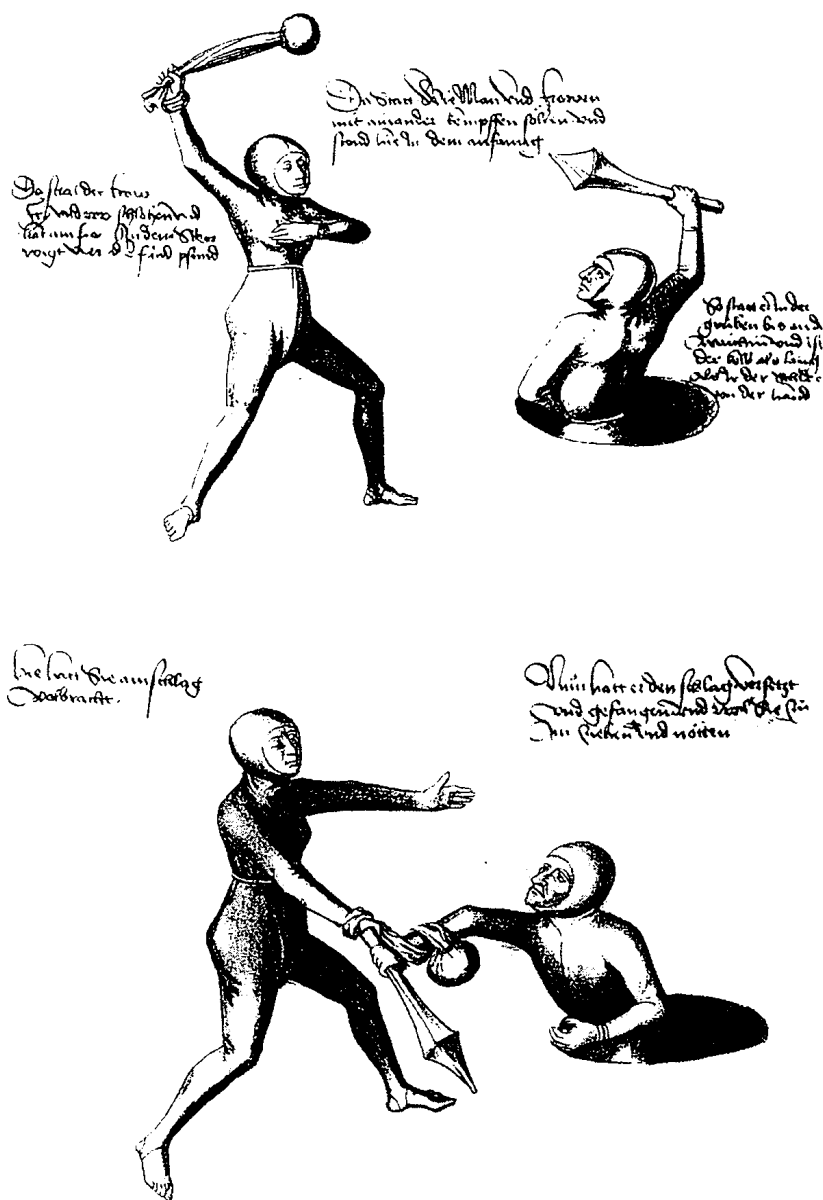


図6 男性にハンディを与えた決闘審

さらに神との深いかわりを示すものとしては、食物審がある。これは聖別したホスティア（聖餅）、あるいはパン、チーズを飲み込み、喉につかえると有罪、一気に飲み込むことができれば無罪とされた。またヨーロッパでも神明裁判の一種として籤審があった。

しかしそれでも経験則に照らして判断すると、神明裁判によってかならずしも正義が勝つとは限らなかったもので、この方法はすでに魔女狩りよりはるか以前の、1215年の第4回ラテラノ公会議において、ローマ教皇インノケンティウ

ス3世によって無効と認定され、禁止された。

教皇の禁止にもかかわらず、神明裁判はドイツ最古の法鑑『ザクセン・シュピーゲル』(1224-25)にも、水審、火審が絵入りで説明されている。またその後、ドイツの農村・山村部では、16世紀になっても神明裁判への伝統が暗黙のうちに根強く継承され、民衆はこれが無実をはらす方法だと信じ込んできた。

とくに水審は17世紀以降の魔女狩りの時代に、ドイツ各地だけでなく、ベルギー、フランス、イギリスでも、裁判所のみならず民衆の支持を得て復活した。魔女は空を飛ぶので軽いとされ、浮けば魔女、沈めば魔女ではないという風説が、まことしやかに信じられた。なおイタリア、スペインの南欧ではこれを実施しなかった。

弾劾裁判から糾問裁判へ

古代ゲルマン社会では、血縁によって結びついたジッペ (Sippe 部族) が重要な共同体の単位であった。ジッペの長が共同体を統括し、係争事件も先述の神明裁判によって裁定を下した。しかし神に裁断を仰ぐ方法は、犯罪の原因究明を目的とするものではなく、いわゆる「弾劾裁判」の一種であった。すなわちこの裁判方式では、犯罪結果に対する修復・報復が重視されていたのである。

「弾劾裁判」とも関係するが、古代ゲルマンにおいては、犯罪に関しては親族が復讐することができる先述のフェーデ (決闘) と、相手を徹底的に追及してアハト刑 (Acht, 法の保護を奪う平和喪失 [刑]) に処すという二種類があった。アハト刑では、犯人をジッペ内で殺すか、あるいはジッペから追放するかした。平和を乱したものであっても、フェーデや賠償金によって事件が解決されたならば、それで決着がついたものとし、犯人は「平和喪失者」とはみなされなかった。

ところが報復に力点を置いたゲルマン法とは異なり、ローマ法の裁判は、原因究明を目指し、証拠や被告の自白を重視した。ドイツがキリスト教化 (ザクセン地方がもっとも遅く9世紀) されると、神明裁判時代のドイツの「弾劾裁判」方式も、ローマ法の影響を強く受けるようになってくる。その結果、中世

ドイツでは「弾劾裁判」から、しだいに裁判官が真相を解明する「糾問裁判」に変化した。

ただし証拠と自白を重要視する「糾問裁判」は、証拠がない場合、被告に自白を迫る傾向が強く、自白が得られないならば、拷問という手段によって自白を導きだそうとした。ここに自白と拷問という不幸な結びつきが生まれてしまうのである。とくに拷問は、1252年にローマ教皇インノケンティウス4世（在位1243-54）によって、異端審問の際には加えてよいという布告が出された。こうして13世紀以降の異端狩りの時代に入り、スペインなどでは拷問が裁判のプロセスのなかへ組み込まれていった。あわせて自白を迫る裁判方法は、キリスト教の告解（神に罪を告白すること）と根底において繋がっていく。

よく知られているように、キリスト教には告解の精神があって、ローマ教皇がこれを年1回おこなうよう推奨した。信者は自分の罪をあがなうために、『贖罪規定書』にしたがって、懺悔、断食、巡礼、場合によっては鞭打ちという苦行をおこなった。その結果、告解によって贖罪をするという教義が、犯罪の場合にも、自白として強要されてきた。こうして自白を重視する「糾問裁判」は、告解と拷問を結び付けてしまったのである。

したがって「糾問裁判」は、一見、合理的にみえるけれども、自白を迫るあまり拷問に頼る裁判に変化し、異端審問や魔女狩りの悲劇を生み出す根源となった。それと比較するならば、神明裁判はたとえ冤罪であっても、被害は当事者だけにとどまり、波状的に冤罪が拡大しなかったので、牧歌的な犯罪の解決方法であったといえる。

2 動物裁判

大真面目に動物を裁く

『聖書』の「出エジプト記」21章28節のなかに、「もし牛が男または女を突いて殺すならば、その牛は必ず石で撃ち殺されなければならない。その肉を食べてはならない。しかし、その牛の持ち主には罪がない」⁷⁾とある。「旧約聖書」の時代から、罪を犯した動物は裁かれ、屠畜されたが、この時代にすでに動物

に対しても、罪の償いをさせるという考え方があったことがわかる。

中世・近代ヨーロッパ史のなかでも、動物を裁いた奇妙な記録がフランスを中心に、スイス、イギリス、ドイツ、イタリア、ネーデルラントに残されている。動物裁判の多くは、動物が人間に実害を与えたからであったが、また裁判の背景には、悪魔や魔女が動物に変身するという俗信や、大量発生する昆虫のデモーニッシュな性質に対する恐れもあった。

日本へ動物裁判を紹介したのは、池上俊一氏の『動物裁判』とE・P・エヴァンズの『殺人罪で死刑になった豚』（遠藤徹訳）である⁸⁾が、後者によると、824年から1845年までのあいだに、フランスで訴追され、処刑または破門された動物裁判の記録は、144件を数えたとある。罪に問われた動物は主に、「毛虫、ハエ、イナゴ、ヒル、カタツムリ、ナメクジ、地虫、コクゾウムシ、ドブネズミ、ハツカネズミ、モグラ、コキジバト、豚、牡牛、雄鶏、犬、ロバ、ラバ、牝馬それにヤギなどさまざま」⁹⁾であった。

エヴァンズが指摘しているように、動物裁判は家畜の場合がもっとも多く、とくに放し飼いにされていた豚が人間と同じ生活圏にいたので、発情期や子育て期に、人間の子どもを殺害するケースが目立つ。なかば野生化した豚は獰猛であったからである。これは人間に対する裁判と同じく、弁護人を立て豚を法廷に引き連れ、場合によれば拷問にもかけた。判決結果は、人間と同様多彩で、絞首刑、斬首、火刑、車裂きの刑、生き埋め、投石、鞭打ちなどであるが、処刑の際には文書で公示し、鐘を鳴らし、正式の処刑人が刑を執行した。

動物のなかで猫は、魔女が変身したものという迷信がまことしやかに流布していた¹⁰⁾ので、魔女狩りと並行して、猫の火刑が増加している。さらに人びとは、山羊やヒキガエルをも悪魔の化身と解釈し、さらに異常行動をする動物を悪魔憑きとして気味悪がり、火刑に処して灰を不浄なものとして捨て去った。

ただしイタリアのステルヴィオでは、1516年におこなわれた野鼠に対する判決のなかで、子鼠と妊娠している鼠に対しては、「自由な行動を保証」¹¹⁾するという温情をかけている。また牛、馬などは高価な家畜であったので、裁判では減刑して財産を守った。

なお狼は、後述するように、放牧されていた羊や人間を襲い、たびたび餌食にした。狼こそ牧畜民にとって、不倶戴天の敵であったので、『赤ずきん』でもたえず悪者として登場し、残酷に殺害されるのが定めであった。したがって人畜に危害を加えたか否かにかかわらず、人びとはこれを捕獲すると裁判にかけずにすぐさま惨殺した。その意味では、もともと狼は裁判の対象外の動物であった。

昆虫を破門する

日本では動物を裁判にかけることじたい、本来、法律になじまない事案であり、誰しも違和感を覚える。とはいっても、家畜が荒れ狂って人間を殺傷したとすれば、家畜の所有者の責任をめぐって裁判沙汰になることはある程度想定できる。しかし家畜じたいのみならず昆虫に対する裁判とは、イメージがまったく湧いてこない。これはいったいどのようなものであったのだろうか。

ヨーロッパにおいても周期的に害虫、昆虫、カタツムリの大量発生がおきた。これらは穀物、野菜、果物に大被害をもたらせ、農民にとっては死活問題を引き起こした。原因は現代の科学からすれば、異常気象や生態系の異変から派生しているといえるが、当時の人びとは、これを得体の知れない特異現象と解釈した。しかし動物の場合、被告を法廷に連行できたが、それと異なり、大量発生した昆虫、鼠、モグラなどの小動物の場合、裁判じたいが困難であった。そのために昆虫裁判では、苦肉の策として昆虫の代理人を立て、破門という所作をおこなったが、これが記録にあらわれてくるのは15世紀からである。

1478-79年にかけて、スイスのベルンで地虫が大量発生した。すでに虫の卵はコガネムシに孵化し、あたりを飛び回っていた。当局は手の打ちどころがなく、困り果ててローザンヌの司教、ベネディクト・フォン・モンフェラン（モンフェラン）をベルンに招聘し、昆虫を神の力によって排除しようとした。司教は昆虫に対して6日以内に当地を退去すべし、もしそうでないなら6日後の午後1時にローザンヌの法廷に出頭すべし、という宣告をした。

ところがいうまでもなく、虫は荒れ狂って聴く耳をもたなかった。司教は虫

の法廷代理人の弁護陳述と証人の証言を聞いたあと、三位一体の神の名において、虫に破門宣告を下した。しかし虫たちはそれにしたがわなかったという¹²⁾。



図7 昆虫を裁く

破門宣告の光景を描いた15世紀の版画が残っている（図7）が、これはカリカチュアではなく、大真面目な儀礼であった。教会側にとっても、虫の被害が治まらないならば、神の権威が失墜するので頭痛の種となった。現在から考えると炊飯ものの動物の破門について、ボーデンハイマーは『リンネまでの昆虫学の歴史』のなかで、当時の人びとの見解を次のように述べている。

そのような動物は、破門していいのだ。というのは、自然の道理がわれわれに教えるところでは、「人間が生きるために不可欠な食物は、害虫より

もっと有益なものである」からだ。……畑の実りは神に仕える人間の生命に欠くことができない。害虫は人間に害を与え、それゆえ排除されるべきである。他の方法で食物を守れないならば、害虫を破門するのは当然のことなのだ¹³⁾。

キリスト教中心の宗教観では、虫も神の摂理によって創造された生き物であるが、人間は動物や昆虫より上位の存在である。それゆえ人間の利害を優先させねばならない。虫も人間に害を与え、罪を犯せば破門は当然の報いであると解釈する。頂点にいる国王や皇帝といえども、破門がどれほどの効果をもたらせたのかは、皇帝ハインリヒ4世の「カノッサの屈辱」（1077）が物語るとおりである。

昆虫裁判の法定代理人というのは、一種の弁護士である。たとえば1516年に、フランスのトロワでイナゴが大量発生し、ブドウ畑の所有者が訴訟をおこした。その際、原告とともに、被告に弁護士が付けられ、人間の訴訟と同様な裁判がおこなわれた。判決は、一週間以内に退去しないと、破門すると宣告した¹⁴⁾。結末については記録がないが、大真面目に裁いた経緯が判決文に残っている。

動物裁判と狼人間

ヨーロッパの動物裁判の根底には、どのような時代背景や条件があったのだろうか。いうまでもなく動物と人間のトラブルは、人間と自然との関係によって発生している。中世の12世紀から、人びとは森を開墾し、農場や都市をつくったので、生態系の変化が生じ、昆虫のみならず、動物界のバランスが大きく崩れてしまった。中世ヨーロッパではペストが波状的に襲ったが、この原因は、森の開墾によって狐が減少した結果、天敵のいなくなった鼠が大量発生し、それがペスト菌を蔓延させたからという説がある。

たしかに中世では、深刻な飢饉、不作にみまわれたが、これらの時期と動物裁判の多発は、相互に連動していたことがわかる。同様に16-17世紀にも小氷河期による異常気象が生じ、この時代に魔女狩りが頻発している。人びとは、

当時の不安感や鬱積した心情のはけ口を、一方では危害を加えた動物たちへ、他方では非現実の魔女へ転化し、これらを血祭りにあげることによって憂さを晴らしたのである。

要するに教会や裁判所は、自然災害、社会不安、動物によって引き起こされた殺害事件、不可解な出来事を、悪魔やデーモンのせいにし、これらとの対決を裁判で示し、その勝利のかたちを公開処刑として民衆に見せつけた。こうして、キリスト教をバックボーンにした裁判制度の「合理的システム」を通じて、為政者は宗教的・政治的な体制を正当化し、揺らいだ社会秩序を回復させようとしたといえる。

動物裁判と魔女裁判を結び付ける接点に、狼人間が位置づけられる。狼人間の裁判は、変身伝説と現実の狼被害が複合したものである。たとえば1589年10月30日、ちょうどドイツの魔女狩りの嵐が吹き荒れていた時期と重なるが、ベトブルで農民ペーターが、狼人間に変身して悪事をおこなったとされ、「魔女との淫行」、近親相姦、13人の子ども殺しの罪で、もっとも苛酷な車裂きの刑に処せられた¹⁵⁾ (図8)。



図8 狼男の処刑 (車裂き)

これは当時の人びとに一大センセーションを引き起こし、残酷な処刑の光景がパンフレットで出版された。この絵にも狼人間の特性である二面性が如実に描かれている。いうまでもなく裁かれたのは人間であったが、人びとは狼人間幻想を信じて疑わなかった（図9）。

さらに同種の事件が中部ドイツで発生した。ディレンブルクの狼人間事件でも、牛飼いのハインリヒ・シェーファが狼人間の嫌疑によって逮捕され、1629年9月30日に投獄された。同僚のヨアヒム・ヨーストの訴えによるものである。ヨーストはシェーファが牝牛のなかで、狼に変身してダンスをしているのを見たという。かれも悪魔と結託した狼人間として、結局、処刑されるのである¹⁶⁾が、この事件の裁判記録でもわかるように、動物裁判から狼人間裁判をへて、魔女裁判にいたるまで、それぞれ時代精神が密接に連動していたのである。これらの一連の裁判で裁いたのも、背後にいるとされた悪魔でありデーモンであった。



図9 狼人間幻想

3 不倶戴天の敵

本物の狼を誅する

1685年10月、現在のヴィンスバッハの南東2マイルに位置するアンスバッハで、札付きの狼が、付近を荒らしまわっていた。アンスバッハの記録によると、被害にあったのは11歳の男の子、30歳の女性、同様にショック死した2人の女性、6歳の男の子の5名であった。パニック状態になった村人は、50人がかりで狼を追い詰め、ニワトリを餌に策略をめぐらせ、同年10月9日に獣を古い泉のなかへ落として捕獲した¹⁷⁾。

これまでの経緯は単なる狼退治の話にすぎない。怒りの収まらなかった村びとたちは、翌日の10日に狼の死体の皮を剥ぎ、それを領主の珍品陳列部屋へ納付した。残った死体に補足材料を使って人間の服装をさせた。頭にはかつらを、顔には仮面をかぶせ、さらに髭をつけた。処刑人はそれを簡易処刑台の上に吊るし、人目に付くようにさらし者にした。ここに「民衆裁判」の原型のような処刑の儀式が認められる。

これはうわさを呼び、パンフレットが作成され、売り歩かれた。図10にあるように、捕らえたのは実際のところ狼であったが、それを人間の姿に似せたので、実際には狼人間を処刑したようにみえた。このアンスバッハのパンフレットは、さらに尾ひれが付いており、「狼人間」は昨年死んだ市長のミヒャエル・ライヒトであった、といううわさを生みだした。

市長は生前、地方第二の金持ちであったが、地位を利用して公金を着服しているという悪評が飛び交い、胡散臭い人物として有名であった。1684年4月6日に市長の葬儀があったが、その折にも市長は幽霊となって、自分の葬儀を屋根の上から見ていたといううわさが流れた。さらにその霊は、狼人間の姿をしていたという人もいた。

このような背景があったので、狼の処刑の際に、市長をイメージして髭まで書き加えられたのである。パンフレットの書き手はこの右隅に、「狼人間」の口上を書き添えた。そこにはこうある。

吾が輩はおそろしい動物の狼 おおくの子ども喰らいだ
丸まると肥った羊や子どもを襲うときには ずっと用心深かったが
泉に仕掛けられた罠のオンドリが 吾が輩の運の尽きだった
こうして絞首台に吊るされ 人間どもの嘲笑に晒されている
狼人間になって やつらを懲らしめてやったが
こんな体たらくで こんどは人間どもがこういう
「おい いまいましいやつめ 狼の格好で走りやがって
こんどはここで縛り首だ 人間の髪をつけられたさまを見ろ

これがおまえの報いで もう
あの世行きというものさ
いい気味だ 絞首台がおまえ
の墓場だ
香典をやろう 人間の子ども
を喰ったのだから
おそろしい動物 本物の人間
殺しめ
永久におまえは絞首台につり
下げられて
みんなに嘲笑され あらゆる
残虐なやつの見本となるが
いい」¹⁸⁾

識字能力のない人びとが多数を占めていた時代には、パンフレット版（図10）は重要なメディアであった。それは図を見るだけで、珍しいニュースを知ることができたので、当時の情報に飢えた人びとに好まれ、またたく間に事件やうわさは伝播した。アンスバッハの近隣の人びとは、狼とライヒト市長を二重写しにして、溜飲を下げたのである。

この事件は、さらに動物裁判との密接なかかわりが認められる。フランスのファレーズでも人間を

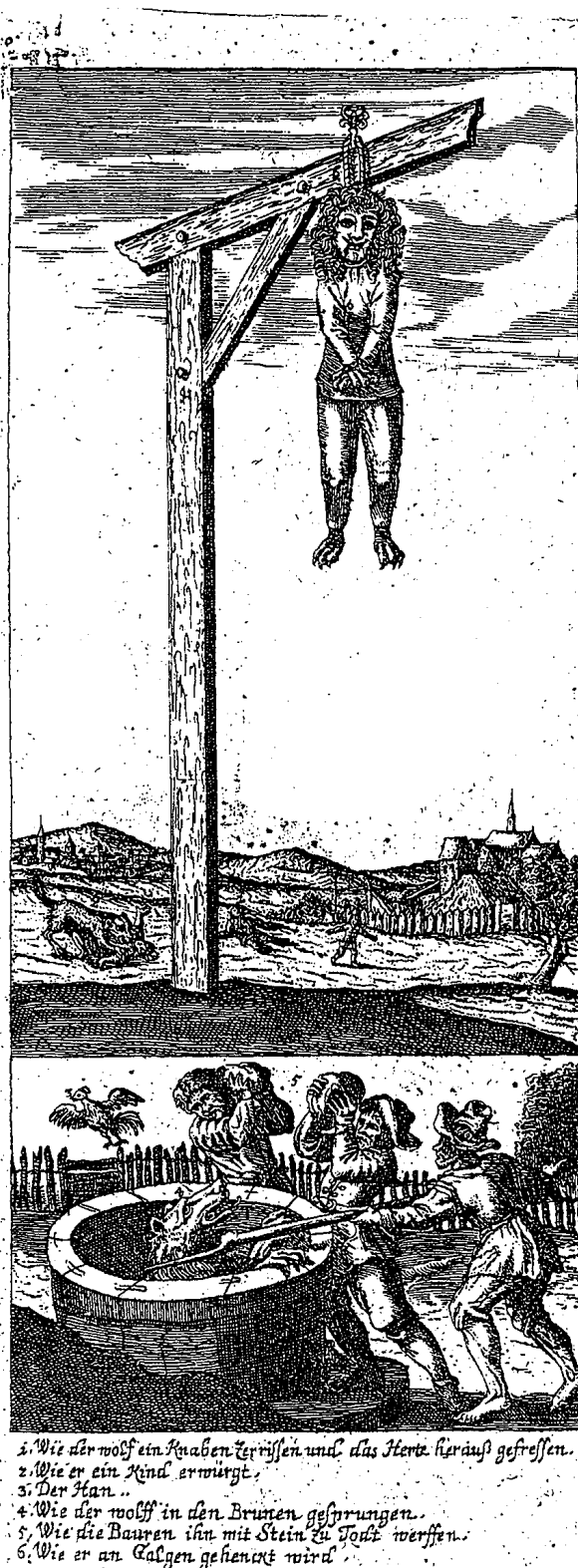


図10 アンスバッハの狼の処刑

襲って殺した豚に対する裁判があり、逮捕された豚は死刑にされた。その際、池上俊一氏は処刑の光景をこう述べている。「ブタの鼻面は切りおとされて、その鮮血あふれる生傷の上に人面を装着され、同様に腕を切りおとし、その後、胴体に上着、前足に白手袋、そして後足には半ズボンをはかせられた」¹⁹⁾という。ここでも、動物に対する処刑を人間になぞられえて擬人化し、残酷な復讐劇を展開していることがわかる。

獣姦を裁く

獣姦は『聖書』の「レビ記」の20章に、「男がもし、獣と寝るならば彼は必ず殺されなければならない。女がもし、獣に近づいて、これと寝るならば、あなたは、その女と獣を殺さなければならない」²⁰⁾とあるように、人間と動物ともども、死罪に値するものであった。

1276年のアウクスブルク都市法でも、神聖ローマ皇帝カール五世が制定した「カロリーナ法」(1532)でも、獣姦は異端と同じく火刑に処せられた。フランスでも動物と人間が両者とも焼かれることが原則であったが、もちろん動物の所有者には咎めはなかった。たしかに獣姦は、家畜と接する機会の多い牧畜民族のあいだで、日常的に発生する可能性が高かった。とくに牧人がその罪で処刑されるケースが多く認められる。

ところが裁判になると、証人が必要であった。発生する場所の多くは農・山村であり、かつ目撃証拠を呈示するのが容易でなかったため、これは困難な裁判となった。しかし神の教えに反する行為であったから、都市部の裁判所はきびしく臨んだ。

ではヨーロッパにおいて、どの程度、この種の「犯罪」が裁かれていたのだろうか。W・ネッフィの『禁じられた熱情』によると、ヴェネツィアでは1448年から69年にかけて、110例、ジュネーブでは1555-1678年には30例、オランダでは1750-1800年に269例というデータが示されている²¹⁾。

次に個別の具体例として、記録にある獣姦裁判の顛末を、同上書の『禁じられた熱情』からみておこう²²⁾。獣姦はふつう男性の行為とされ、対象の動物は

牛か豚，ヒツジ，ニワトリが多く，馬に対してはまれであった。1614年にジュネーヴでジャン・フランシスが，獣姦罪で訴えられた。かれは25歳で牝牛と交接した咎で逮捕された。証人は2人，その1人のバスティアン・メルマは19歳で，家畜小屋での光景を壁の隙間からのぞいていた。証人の報告は次のようである。

バスティアンは，ジャン・フランシスが当該の家畜小屋の門を閉め，スリットから一物を見せながら，欲情をもよおしているのをみた。ジャン・フランシスは門を確認してから，しゃがんで [ジャイレットと名付けられた] 牝牛に近づいていった。牝牛の尻尾をわきへ押しやり，自分の一物を牛の陰部へ差し込んだ。当該のジャン・フランシスのぞっとするような行為の証人になるよう，[バスティアンは別の召使のゲオルゲを呼んだ]。かれらはジャン・フランシスがその行為をおこない，牝牛を汚す様子をいっしょに観察していた²³⁾。

ジャン・フランシスは法廷にひざまづいて白状し，神と証人に対して謝罪した。そして以前には決してそのようなことはしたことがなかったので，慈悲を願った。法廷はしかしながら，それを許さず，このケースでは溺死の刑に処した。ただし獣姦の処刑は，統計ではふつう剣による斬首後，火刑がもっとも多い。

その後制定された「テレージア法」(1768)でも獣姦は重罪で，犯人は「動物ともども生きてままの火刑に処する」²⁴⁾とあり，18世紀ですら刑は緩和されていない。獣姦がヨーロッパにおいて，どうして異端や魔女と同様にきびしく断罪されるのであろうか。この根底には『聖書』にもあるように，キリスト教独自の倫理観と動物観がおおきく作用している。すなわち神は，人間，動物，自然という，明確なヒエラルヒーに区分して生き物を創造された。その境界を越えて人間が下位の動物と交わるのは神の意思に反することであったからだ。たとえば日本では，昔話に動物と人間の「異類結婚」(『鶴女房』など)がたく

さんあるが、ヨーロッパではキリスト教化以降、メルヘンも「同類結婚」ばかりである。これからもわかるように、メルヘンですらヨーロッパでは動物と人間とのあいだに、厳格な区分を設けている。したがって獣姦は悪魔の行為とみなされ、けっして神によって許されざる犯罪として、たえず極刑に処せられたのである。

4 「吼える雄牛」伝説の虚像と実像

裁きの「吼える雄牛」伝説

動物は裁かれるだけの役回りではなく、裁く際にも重要な役割を果たした事例がある。「吼える雄牛」という奇妙な拷問具伝説は、知る人ぞ知る。これは「カロリーナ法」第45条の拷問の挿絵（1565, 図11）に描かれ²⁵⁾、また1591年のスペインの異端狩りの絵にも、また同種の絵が載っている。したがって「吼える雄牛」は、「カロリーナ法」で許された重い拷問方法と考えられてきた。

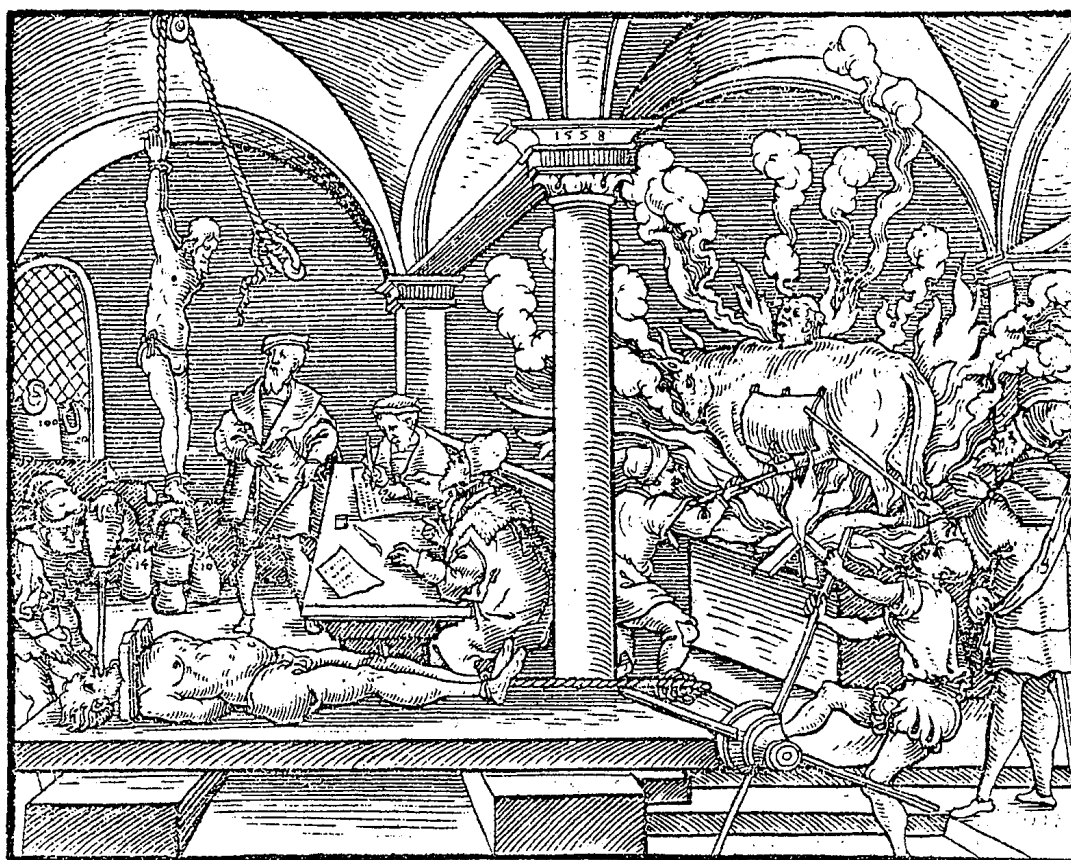


図11 「カロリーナ法」の拷問

K・ウルリヒの『拷問の適用』（1754，図12）にも，10種類の拷問方法が挿絵で図示されており，「吼える雄牛」がトップに挙げられている。ちなみにⅠが「吼える雄牛」，Ⅱが重り付きのロープ吊り，Ⅲが異端審問の首枷付きの引っ張り機，Ⅳが梯子式引っ張り機，Ⅴがいわゆる「棘のあるウサギ」というロール付き引っ張り機，Ⅵがメクレンブルク式引っ張り機，Ⅶが手足枷，Ⅷが「ポールの山羊」，Ⅸが足締めネジ，Ⅹが帯状ノコである²⁶⁾。

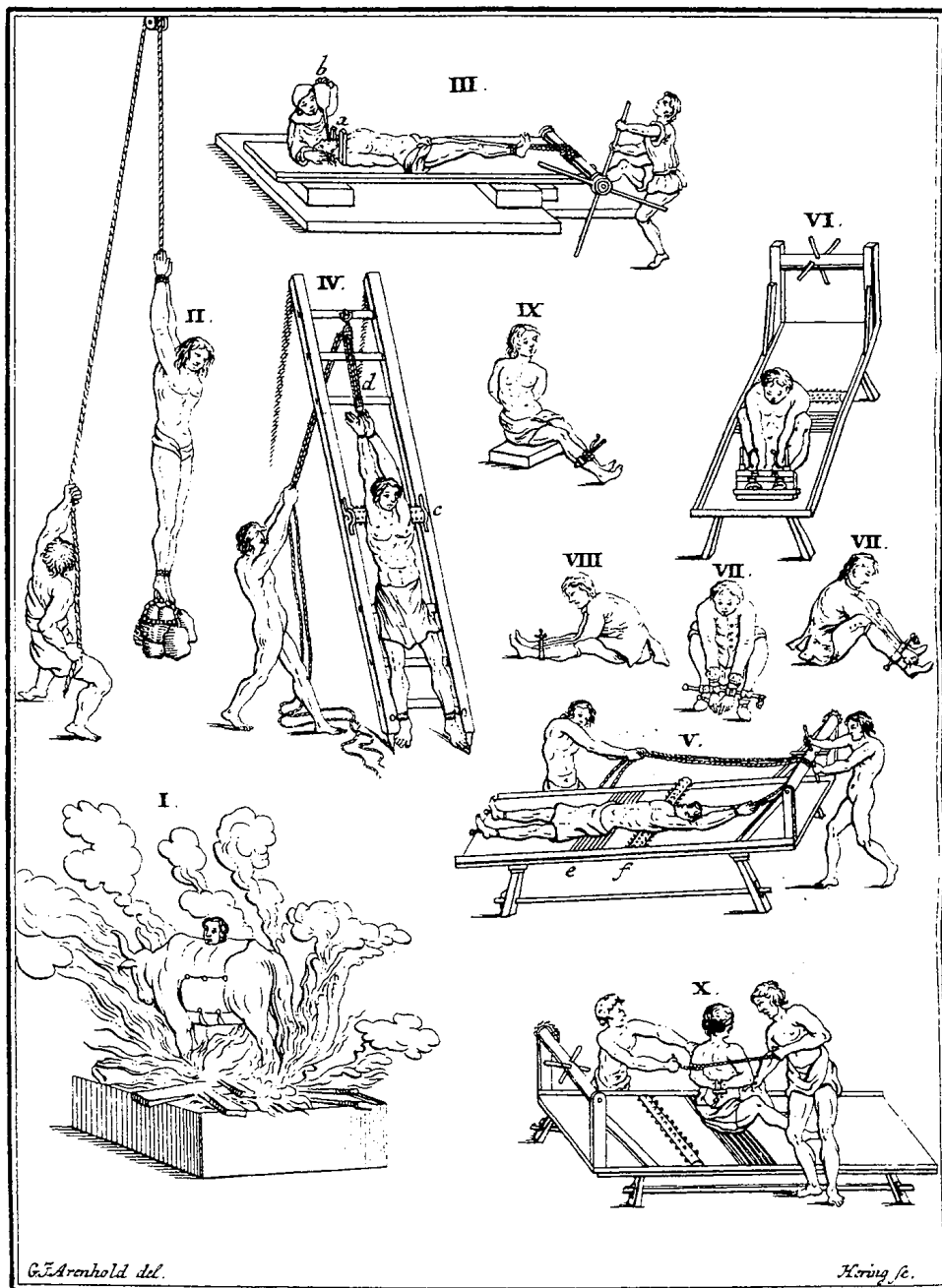


図12 ウルリヒの『拷問の適用』

「吼える雄牛」は文献には登場するけれども、しかし実際の使用例が資料には認められない。この問題について、ビーレフェルト大学のシルト教授が『痛みをともなう尋問』（「ローテンブルク中世犯罪博物館叢書4」）のなかで検証しているので、まずこの先行研究に依拠して歴史を跡づけてみよう²⁷⁾。

「吼える雄牛」は「釜茹での刑」と同様に、水を入れた金属製の牛型の容器のなかへ罪人を閉じ込め、下方から火を燃やすという仕組みになっている。湯の温度が上がるにつれて、罪人は徐々に耐え切れない苦痛を与えられることになる。しかし釜型は簡単に製作することが可能であるのに、どうして牛型のような手の込んだ拷問具が拷問部屋に必要であったのだろうか。また実際に使用されたのか、否かは現在でも諸説があって定かではない。

牛はヨーロッパ人にとって馴染み深い牧畜文化を代表する動物である。古代ローマ時代にミトラ教では、牛が祭りの際に生贄として太陽神アポロにささげられた。この故事にちなんで、牛型の拷問具「吼える雄牛」は、古代ローマ時代の牛をめぐる習俗とかかわりがあったことがわかる。

その経緯に関しては、古代シチリアの風刺作家ルキアヌス（125-180）がこう書いている。シチリア王ファラリス（前570-554在位）は、彫刻師ペラリウスにアポロ神への奉納品として、精巧な雄牛をつくらせた。ペラリウスは拷問装置の付いた牛を製作し、依頼主の王に次のようにいった。

もし王様がだれかを処刑しようとしたいなら、この装置のなかへ罪人を閉じ込めなさい。雄牛の鼻の穴に笛を固定させ、下から火を燃やしなさい。もちろん我慢ならない拷問ですから、犠牲者は叫び声やうなり声を上げるでしょう。しかしこれは笛のために、押し殺した柔らかいメロディのような唸り声になるので、人びとはそれを美しい葬送曲とみなすでしょう²⁸⁾。

実物を見た王は、「非人間的な発明品」に対して嫌悪感をいだき、これをつくりだしたペラリウス自身を、「吼える雄牛」の拷問具によって処刑したという。風刺作家ルキアヌスが述べているように、釜が暖められ、やがて処刑される人

のうめき声と絶望的な叫び声とともに、牛の口からは蒸気笛の音が聞こえる。それは神に対する生贄であったが、製作者ペラリウスはファラリスによって、みずから生贄とされてしまった。その結果、王は専制的な暴君とみなされるようになったという故事が伝わる。

このように古代ローマ時代に、「吼える雄牛」は専制君主が拷問に用いたものとされるが、一見実物に似せてつくられた「芸術的」な牛は、先述のように「呻き声」、あるいは「吼え声」をあげる。とくに蒸気による汽笛は、フルートを奏でるような音を発するので、公開処刑のときの観衆の関心をあつめたという。またこの蒸気音と罪人の呻き声とにちなんで、「吼える雄牛」と名付けられたのである。

これは鑄造技術から勘案すれば、真鍮か青銅製と推定されるが、芸術的につくられた「吼える牛」は、その後のヨーロッパ史では、スペインの異端狩りの際に一種の拷問具として用いられたという伝説がある。とくに公開処刑の見世物として、スペインでは闘牛を髻髯とさせるので、牛の視覚的効果は抜群であったからである。

さらに「吼える雄牛」の故事は、ダンテの『神曲』（1317完成）に継承され、そのなかでシチリアの牛は、「青銅製であるけれども、まるで拷問にかけられ、苦痛に苦しむ声を上げる雄牛のように呻き声を発する」と表現されている²⁹⁾。

しかし資料を調べたかぎりにおいて、これが拷問部屋のみならず公開処刑に用いられた記録はない。もし使用されていたなら、目立つ装置であったのでどこかに痕跡が残っているはずである。それに対し、伝説的な2000本のトゲ付きの拷問の椅子すら実際に裁判資料のなかに使用例がでてくるし、しかも現物のいくつかが残されている。有名な「鉄の処女」³⁰⁾でも、イミテーションが残されているのに対して、「吼える雄牛」はその欠片すらない。

よってこれは中世以降では実際に使用されていたものでなく、古代の遺物のように思えるが、しかしなぜこの「吼える雄牛」が話題になるのか、儀礼モチーフという視点から、この問題にさらに立ち入ってみよう。

儀礼のモチーフから見た「吼える雄牛」の真相

儀礼のなかで聖なるシンボルがもっとも重要視されるが、この儀礼という視点から牛をヨーロッパ史のなかで位置づけてみたい。キリスト教では「牛は神さまが人間に食べられるためにつくられた」というように、単なる有用な食糧用動物とみなされていた。

中世から近代において、牛は儀礼のなかでは、たとえば戴冠式のお祝いの大盤振る舞いのイベントの際に登場する。図13に引用するのはマクシミリアン2世（1527-76）の国王戴冠式記念祝宴（1562年）用の牛の丸焼きをしている光景である³¹⁾。君主から牛が提供され、これを丸焼きにするショーは、臣下にとって数少ない祭りであり、最大のご馳走にありつける時でもあった。ただしこの場合、牛は食糧としてパフォーマンスのなかに登場してくるけれども、本来、それに儀礼的な意味は存在しない。

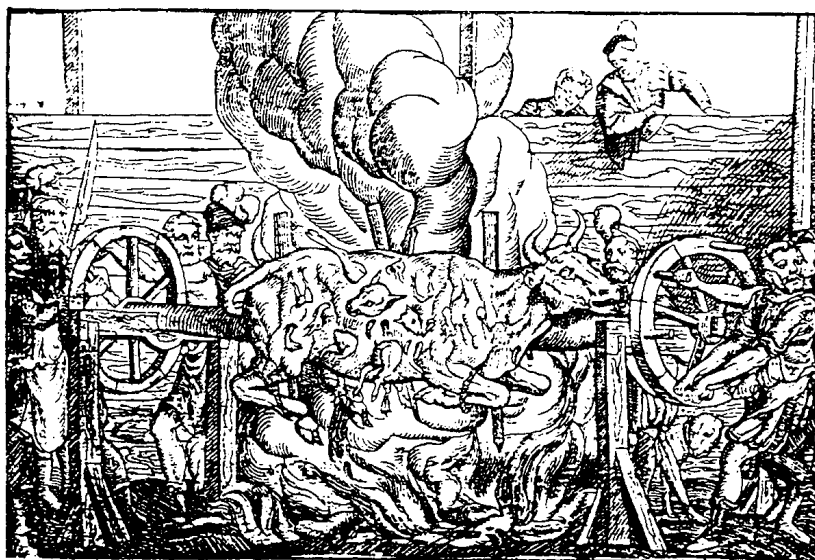


図13 戴冠式用の牛の丸焼き

ところがヨーロッパの古代社会では、牛は神聖な動物として崇められていた。ギリシャ神話において、女神エウローペは雄牛に変身したゼウスと交わり、子孫を残してヨーロッパの語源となったし、地中海のクレタ島では、ミノスは雄牛の神で、牛は神への捧げものであった。先述したように、古代ローマで隆盛をきわめたミトラ教も雄牛を生贄に捧げていた。神聖な牛の血は、汚れを浄化

するものとされたが、このように古代の儀礼において、犠牲獣として牛のモチーフはきわめて重要であった。

ギリシャ・ローマの牛信仰に多大な影響を与えたインドでも、牛は聖なる生き物で、遺跡にも図14に示すような牛の像がつくられている。古代人は苦勞してでも、情熱をこめて牛のかたちをつくり、それが祭りの際に、シンボルとして引きだされてきた。

したがって古代の儀礼や公開処刑において、牛のモチーフは重要な意味をもち、「吼える雄牛」は存在したと判断できる。先述のように、古代ローマ時代の処刑のもっとも苛酷なもののひとつは、「吼える雄牛」であった。これは公開で実施され、暴君側からみれば、センセーショナルなイベントとして「最適」であったからである。

ところが、この装置が一般化しなかった最大の理由は、キリスト教化とともに古代に栄えた牛信仰が消滅し、儀礼から牛が除かれたからである。さらに付随的な理由には、牛のかたちの製作が技術的に難しかったことも挙げられる。したがって、「吼える雄牛」という装置が中世以降、秘密裏に拷問部屋で用いられる理由はほとんどなかったといえる。ダンテの『神曲』に登場する拷問の「吼える雄牛」は、古代ローマの拷問をモデルにしていたので、モチーフなりえたが、当時の公開処刑では、牛は不必要なものに過ぎなかった。

したがって中世以降の図像にのみ描かれている「吼える雄牛」は、古代の風習の残滓であったと結論づけられる。引用した図15は1532年に描かれた版画であるが、広場のイメージは古代ローマ風になっている点に注目されたい。「カロリーナ法」の「吼える雄牛」も、そのような経緯のなかで、実態はなかったが、伝統的な拷問方法のひとつに採り上げられたのであろう。



図14 インドの聖なる牛の像



図15 1532年にアウクスブルクで描かれた「吼える雄牛」

注

- 1) Vgl. Kuhn, U.u.a.: *Bäume*, München 2005, S.14f.
- 2) 神明裁判については, Schild, W.: *Die Gottesurteil*, in *Justig in alter Zeit*, hrsg. von Hinckeldey, Ch., Rothenburg 2005, S.225ff. と Hoffmann-Krayer, E. [Hrsg.]: *Handwörterbuch des deutschen Aberglauben*, Berlin 2000, S.994ff. を参照した。
- 3) Schild, W. a.a.O., S.235.
- 4) Vgl. Hinckeldey, Ch. [Hrsg.]: *Justig in alter Zeit*, Rothenburg 2005, S.316.
- 5) Vgl. *ibid.*, S.231.
- 6) Vgl. *ibid.*, S.320.
- 7) 『聖書』: 日本聖書協会訳1968年 104ページ。
- 8) 池上俊一: 『動物裁判』講談社 2001年とエヴァンズ, E. P.: 『殺人罪で死刑になった豚』遠藤徹訳 青弓社 1995年を参照。
- 9) エヴァンズ, E. P.: 同上書 128- 9 ページ。
- 10) Vgl. Bandini, D.: *Kleines Lexikon des Hexenwesens*, München 2000, S.111.
- 11) Bathory, L.: *Tierprozesse*, www.wolfspuren.de
- 12) Vgl. Schild, W.: *Das Strafrecht als Phänomen der Geistesgeschichte*, in *Justig in alter Zeit*, hrsg. von Hinckeldey, Ch., a.a.O., S.35.
- 13) Bodenheimer, F. S.: *Geschichte der Entomologie bis Linné*, Berlin 1928, 1, S.238.
- 14) Vgl. Bathory, L. *ibid.*
- 15) Vgl. Lorey, E. M.: *Heinrich der Werwolf*, Frankfurt am Main 1998, S.208.

神明裁判と動物裁判（浜本）

- 16) Vgl. *ibid.*, S.67ff.
- 17) Vgl. *ibid.*, S.73ff.
- 18) Vgl. *ibid.*, S.247f.
- 19) 池上俊一 前掲書 50ページ。
- 20) 『聖書』：日本聖書協会訳 1968年 165ページ。
- 21) Naphy, W.: *Verbotene Leidenschaft*, Essen 2003, S.103.
- 22) Vgl. *ibid.*, S.189.
- 23) *Ibid.*, S.197.
- 24) Qunter, R.: *Die Sittlichkeitsverbrechen im Laufe der Jahrhunderte und ihre strafliche Beurteilung*, Wiesbaden 2003. S.293.
- 25) Schild, W.: „*Von peinlicher Frag*“. *Die Folter als rechtliches Beweisverfahren*, Mittelalterliches Kriminalmuseum, Rothenburg o.d. T. Rothenburg o.d. T. S.103.
- 26) Zit.nach Schild, W.: „*Von peinlicher Frag*“. *Die Folter als rechtliches Beweisverfahren* *ibid.*, S.42.
- 27) Vgl. *ibid.*, S.100ff.
- 28) *Ibid.*, S.106.
- 29) *Ibid.*, S.106f.
- 30) Vgl. Schild, W.: *Die Eiserne Jungfrau*, Rothenburg 1999, S.8ff.
- 31) Vgl. Hinckeldey, Ch. [Hrsg.] a.a.O., S.179.